第5章　地域別構想

地域別構想は、滝川市街地地区、江部乙地区、東滝川地区の３つのコンパクトタウン（そのうち滝川市街地地区は、滝川第一小学校地区、滝川第二小学校地区、滝川第三小学校地区、西小学校地区、東小学校地区の５地区）に分けて、計７地区で策定します。（P4、P54～P59 参照）

地区別位置図

1. 滝川市街地地区（コンパクトタウン）

1-1. 地区の概要

（1）成り立ち

滝川市の語源は、アイヌ語の「ソーラプチ」＝「滝下る所」を意訳したものです。空知川の中流には滝のような段差がありアイヌの人々から「ソーラプチペツ」＝「滝のかかる川・滝の川」と呼ばれており、滝川という地名がつけられました。

本市の歴史は、明治 23 年北海道庁によって滝川村戸長役場が置かれたことに始まります。この年、北方の警備と開拓のため屯田兵 440 戸が入植し、同 27 年には江部乙に 400 戸の屯田兵が入植して開拓が進められ、これら屯田兵の往来と生活物資の供給、上川道路の開削に伴う資財の供給で滝川は大いに栄えました。

明治 31 年上川鉄道の開通、水害の発生で交通の要衝としての地位を失うとともに水害の被害で大きな打撃を受けましたが、大正２年滝川と道東を結ぶ上富良野線（現根室本線）の開通によって中空知の交通拠点として再び発展します。昭和に入ってから石炭産業の隆盛によって赤平・芦別など産炭地からの石炭をはじめとする物資の輸送が活発になり、本市発展の礎となりました。

図 1.1　市街地風景（明治頃）

図 1.2　市街地風景（明治頃）

滝川市街地は、戦後、昭和 30 年代後半～昭和 40 年代後半にかけて都市計画事業による道路、公園などの整備が盛んになったことにより作られました。滝川駅前広場、本通、鈴蘭通、蔵前通、泉町通、空知通、旧道道浜益・滝川停車場線立体交差地下道（現国道 451 号・西大通）など中心部の街路や滝の川公園、北電公園、滝川公園、空知川緑地、都市下水道などの大型の都市施設が相次いで整備されています。

昭和 50 年代後半から昭和 60 年代には、西二号通、東一号通、啓南通、東町通など街路の新設及び改良工事や北電公園、江部乙公園、西町公園、交通公園、西五丁目公園、ぷらたなす公園、つつじ公園、滝川西公園、滝川東公園などの公園事業や緑化推進事業が行われました。この頃までに現在の滝川市街地の骨格が作られました。その後平成になって、国道 12 号滝川バイパス、国道 451 号滝新バイパスの相次ぐ整備によって現在の市街地がほぼ形作られています。

図 1.3　市街地風景（昭和後期）

図 1.4　市街地風景（昭和後期）

(2) 地区構成

①滝川第一小学校地区

本市の中央部に位置し、国道 12 号を中心とした生活利便施設などの集積した地域と、その周辺の住宅地からなる地域です。

国道 12 号を中心とした生活利便施設などが集積した地域には、大通商店街、坂の上商店街、滝川第一小学校、滝川中央病院、スーパーなどが立地し、南部は官公庁街などの本市の都市機能拠点の一部を担っています。

また、地区の中央部には一の坂西公園、中央緑地、水源公園など、本市内でも特徴的な緑地環境が存在しています。

◆地区を構成する町名：本町、大町、幸町（一部）、一の坂町（一部）、朝日町（一部）

②滝川第二小学校地区

国道 12 号沿道に位置し、江部乙地区と滝川市街地を連結する地域となっています。

国道 12 号を中心として、西側は農地と住宅地が広がっており、市営住宅みずほ団地、見晴団地などの団地が立地し、東側は滝の川公園周辺にスポーツ施設が集積しており、市営滝の川団地などが立地しています。

また、国道 12 号沿道を中心として、生活利便施設が分散して立地しています。

◆**地区を構成する町名**：黄金町、幸町（一部）、泉町（一部）、南滝の川（一部）、二の坂町、滝の川町、北滝の川、屯田町、西滝川（一部）

③滝川第三小学校地区

石狩川、空知川の合流点、本市の中心市街地周辺で、JR 滝川駅、バスターミナル、ベルロード、官庁街など、JR 函館本線と国道 12 号を中心とした商業業務施設などの集積した地域と、その周辺の高密度な住宅地からなる地域です。また、ニュータウンせせらぎやニュータウンルピナス、滝新地区といった低密度な新興住宅街があります。文化ゾーンには文化センター、こども科学館、美術自然史館、郷土館があります。

また、石狩徳富河川緑地、空知川緑地などの河川緑地と、文化公園など潤いある緑地環境が存在しています。

◆**地区を構成する町名**：中島町、空知町、花月町、新町、明神町、栄町、本町（一部）、大町（一部）

④西小学校地区

滝川市街地の西部、JR 函館本線と石狩川に挟まれた地区で、国道 451 号沿いの僅かな商業系土地利用と周辺の高密度な住宅街・低層の住宅地、陸上自衛隊滝川駐屯地からなる地域です。

また、波止場公園、滝川西公園、石狩川の河跡湖（ラウネ川）の周囲に整備された池の前水上公園、北電公園などのユニークな公園があります。

◆**地区を構成する町名**：有明町、西町、扇町、幸町（一部）、泉町、西滝川（一部）

⑤東小学校地区

国道12号滝川バイパスと国道38号付近の大規模店舗群で特徴的な地区です。地区北部には、國學院大學北海道短期大学部や、東小学校、滝川市民会館、市指定文化財華月館などで構成される文教ゾーンがあります。地区東部には中空知流通関連団地があり、文字通り中空知地域の物流の中心的役割を担っています。

また、滝川東公園、滝の川緑道などの線的な緑地環境が存在しています。

◆**地区を構成する町名**：緑町、文京町、東町、南滝の川（一部）、朝日町（一部）、黄金町（一部）

1-2. 全体構想における地区の位置づけ

本市に適した「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、滝川市街地地区、江部乙地区、東滝川地区の３つの市街地のコンパクト化を図り、３つの「コンパクトタウン」を形成します。

滝川市街地地区は、都市機能拠点と都市幹線街路（都市環状）に集約化を図り、都心機能と多様な都市機能を兼ね備えた「都心再生・複合機能型のコンパクトタウン」の形成を図ります。

(1) 滝川第一小学校地区

- 国道 12 号沿道の南部は都市機能拠点、国道 12 号沿道の北部は近隣生活利便ゾーン、その他の市街地は低密度居住ゾーン（中高層）と街なか居住ゾーンを配置します。
- 滝川市街地のコンパクト化を図るため、国道 12 号沿道の生活利便施設の集約化と、住宅地における街なか居住の推進、未利用地を活用しながら居住の集約化を図ります。
- 大通（国道 12 号）については、既存道路を適切に維持し、沿道の生活利便性を高める土地利用とともに、駐車スペースやバス停、自転車・歩行者空間など、アクセス性の向上を図ります。
- 一の坂西公園や中央緑地、水源公園周辺の緑地資源の維持管理、幹線街路の緑化などにより、緑のネットワークを形成し、潤いややすらぎがあり、コミュニティの拠点となる空間づくりを進めます。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 滝川第二小学校地区

- 都市環状軸（三丁目通）沿道に日常生活利便ゾーン、北部の国道 12 号沿道に低密度居住ゾーン（中高層）、その他の市街地は低密度住宅ゾーン（低層）を配置します。
- 江部乙地区と滝川市街地を繋ぐ国道 12 号の移動の円滑化を図ります。
- 大通（国道 12 号）については、既存道路を適切に維持し、沿道の生活利便性を高める土地利用とともに、駐車スペースやバス停、自転車・歩行者空間など、アクセス性の向上を図ります。
- 市街地外縁部の農村環境を保全する土地利用とし、公園施設、石狩川の河川緑地などの適切な維持管理により、良好な都市環境の維持に努めます。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

(3) 滝川第三小学校地区

- ＪＲ滝川駅周辺の中心市街地を都市機能拠点とし、国道 12 号、国道 38 号、国道 451 号沿道に近隣生活利便ゾーン、その他の市街地は低密度居住ゾーン（中高層）、中島町に既存工業・流通業務地を配置します。
- 「中心市街地活性化基本計画」との連携のもと、都市機能の集約、街なか居住の推進などによる歩いて暮らせるライフスタイルの実現、都市の中心地として市民の活動拠点の再構築を行います。
- 既存の都市基盤を有効に活用して都市の拠点性を向上するとともに、職住近接型の徒歩圏で利便性の高い暮らしを実現し、賑わいと魅力ある地域づくりを進めます。
- 今後は現状の配置を踏まえて商店・飲食店、居住、交流、官公庁、福祉、事業所、歴史資源を適切に再配置することにより都市機能の集約化を図り、中心市街地活性化基本計画と連携して各種事業を円滑に進めます。
- 緑のネットワークの軸として、石狩川・空知川の河川緑地や桜づつみなどの適切な維持管理により、良好な都市環境の維持に努めます。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

(4) 西小学校地区

- 都市環状軸（国道 451 号と西二号通）沿道に日常生活利便ゾーン、その他の市街地は低密度居住ゾーン（中高層）、低密度居住ゾーン（低層）を配置します。北部に研究研修地区、既存工業・流通業務地を配置します。
- 西二号通の整備を進め、都市幹線街路のネットワーク化を図ります。
- 市街地周辺の農村環境を保全する土地利用とし、公園施設や石狩川・ラウネ川の河川緑地などの適切な維持管理により、良好な都市環境の維持に努めます。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

(5) 東小学校地区

- 北部の国道 12 号滝川バイパス、国道 38 号沿道に近隣生活利便ゾーン、北部の国道 12 号滝川バイパス沿道に日常生活利便ゾーンを配置し、その他の市街地は、低密度居住ゾーン１（中高層）、低密度居住ゾーン２（低層）を配置します。また、東部には、既存工業・流通業務地を配置します。
- 都市環境では、国道 12 号滝川バイパスの街路樹、東公園、滝の川緑道などによる緑のネットワークを形成します。
- 國學院大學北海道短期大学部を中心とした文教ゾーンを地域の交流拠点として有効活用を図ります。
- 公共施設や下水道施設の適正な維持管理に努めます。

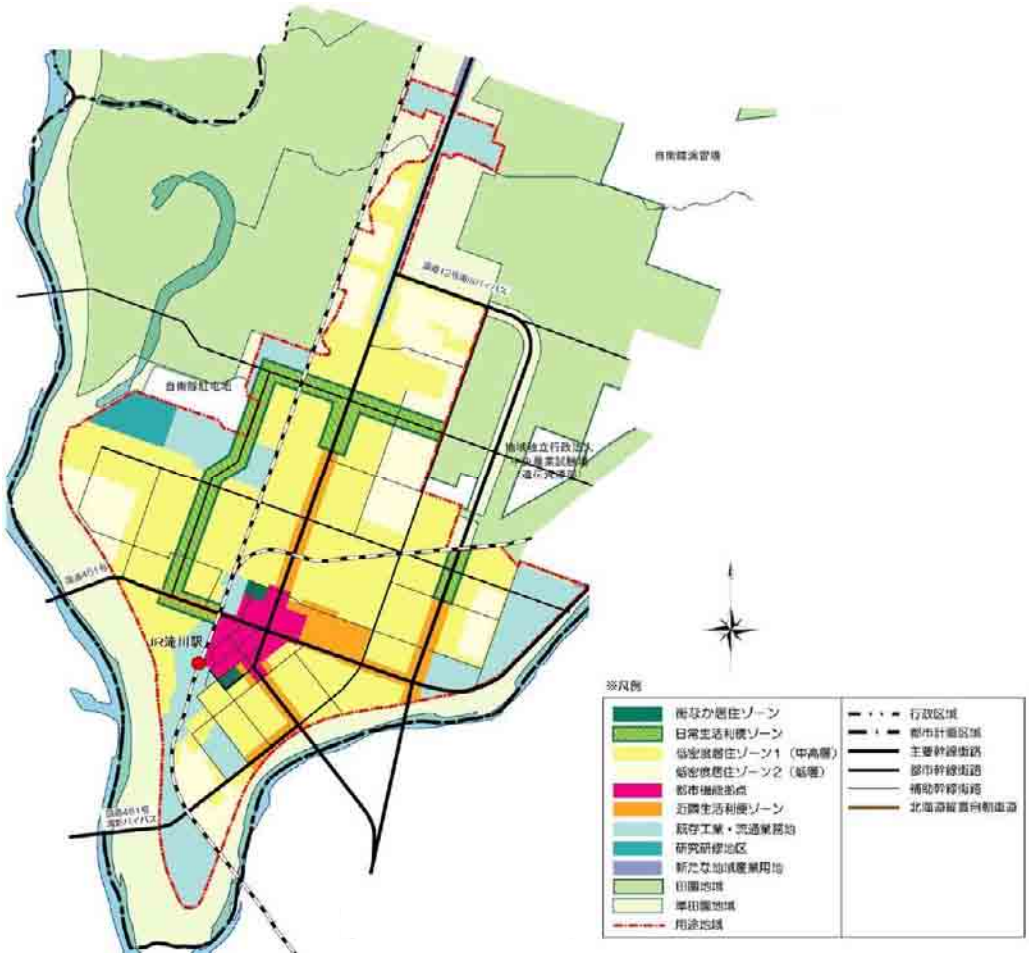

図 1.5　滝川市街地地区の土地利用方針図

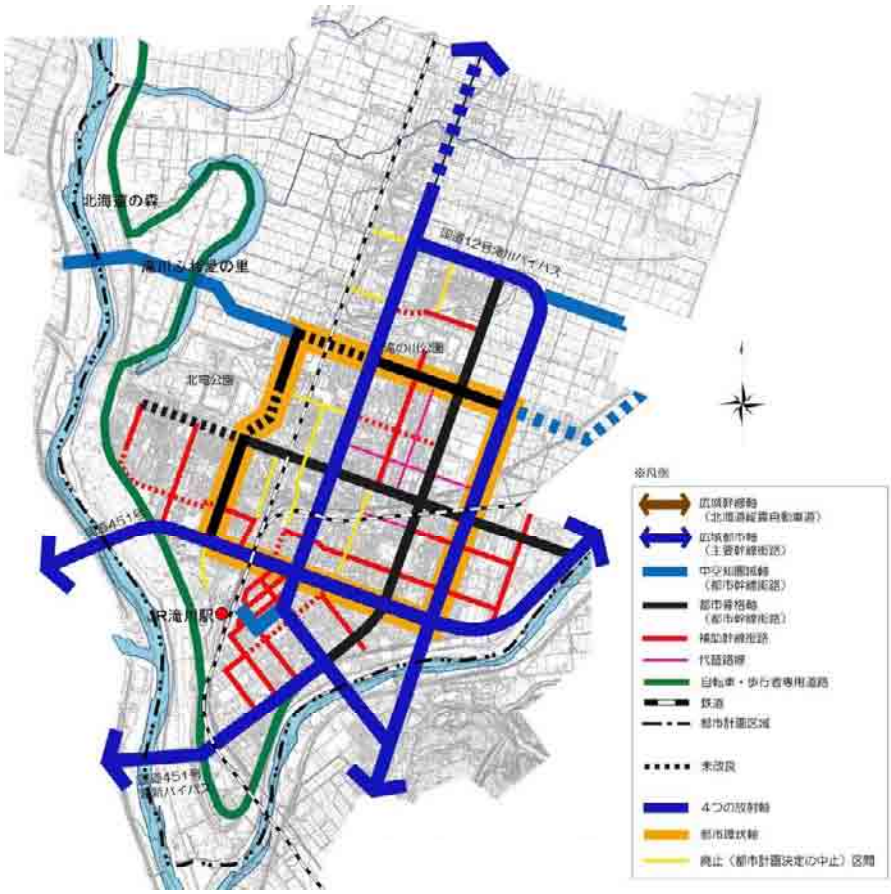

図 1.6　滝川市街地地区の道路体系方針図